

福井県報

第 328 号
令和 6 年
12月10日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止（489・地域福祉課）… 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更（490・同）…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（491・障がい福祉課）…………… 2
- おおい町営土地改良事業に係る換地計画の決定および関係書類の縦覧（492・農村振興課）…………… 2
- 保安林の指定の予定（493・森づくり課）…………… 3
- 道路の区域の変更（494～497・道路保全課）…………… 3
- 道路の供用の開始（498・同）…………… 4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（県立病院）…………… 5
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業・市場開拓課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）…………… 8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（警察本部会計課）…………… 8

公安委員会告示

- 駐車監視員資格者講習の実施（126・交通指導課）…………… 8

告 示

福井県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R6.1.15	管理者変更	株式会社コトブキ薬局	勝山市元町2丁目18番32号
R6.1.15	廃止	河北小児科医院	勝山市片瀬1丁目112-8

福井県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関 番号	サービスの種類	届出事項	旧	新	名称	変更年月日	介護機関住所
1870400486	居宅介護支援	所在地	小浜市遠敷6丁目104サンセットハイム203号室	小浜市国分44-9	居宅介護支援事業所ケア・ラボ	令和6年9月1日	小浜市国分44-9
1870400114	訪問介護 訪問型サービス	所在地	小浜市伏原30-33-6	小浜市国分44-9	訪問介護事業所ばちばち堂	令和6年9月1日	小浜市国分44-9

福井県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

病院および診療所

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	医療法人 きむら内科医院	鯖江市中野町原257-3-7	木村 和弘		鯖江市中野町原257	令和6年12月1日

薬局

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	日本調剤 みのり薬局	福井市みのり3丁目10番2号	日本調剤株式会社	代表取締役 笠井 直人	東京都港区芝5丁目33番11号	令和6年12月1日
精神通院 医療	アルプ薬局 ふなばし店	福井市舟橋1丁目303	株式会社アルプ	代表取締役 古賀 美純	石川県金沢市近岡町309番地	令和6年12月19日

福井県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、おおい町営土地改良事業名田庄口坂本地区（全工区）の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月10日
福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年12月10日から
令和7年1月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
おおい町農林水産課

福井県告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月10日
福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林予定森林の所在場所
福井市国見元町24字朽木山4の1
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第494号

一般県道音海中津海線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年12月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
一般県道	音海中津海線	新	大飯郡高浜町中津海1 1字堀24番1から 大飯郡高浜町中津海1 1字堀2番15まで	0.1 ～ 4.4	61.1
		新	大飯郡高浜町中津海1 1字堀24番2から 大飯郡高浜町中津海1 1字堀地先まで	5.1 ～ 16.4	61.1
		旧	大飯郡高浜町中津海1 1字堀24番2から 大飯郡高浜町中津海1 1字堀地先まで	5.1 ～ 16.4	61.1

福井県告示第495号

主要地方道篠尾勝山線の下記区間において、道路改良工事に伴う旧道引き継ぎのため、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年12月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅 員 (単位: メートル)	延 長 (単位: メートル)
主要地方道	篠尾勝山線	新	福井市瀬ヶ口町5字止 尻1番7から 福井市瀬ヶ口町16字 印谷口61番2まで	8.0 ～ 41.1	420.0
		旧	福井市瀬ヶ口町5字止 尻1番7から 福井市瀬ヶ口町16字 印谷口61番2まで	8.0 ～ 41.1	420.0

旧	福井市瀬ヶ口町5字止 尻番2番1から	4.1	289.0
	福井市瀬ヶ口町16字 印谷口62番まで	6.1	

福井県告示第496号

主要地方道福井丸岡線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和6年12月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
主要地方道	福井丸岡線	新	福井市文京1丁目70 4番から 福井市文京1丁目24 02番4まで	17.5 ~ 23.9	248.2
		旧	福井市文京1丁目70 4番から 福井市文京1丁目24 02番4まで	15.9 ~ 20.6	248.2

福井県告示第497号

一般国道476号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年12月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	476号	新	今立郡池田町松ヶ谷3 3字カシガキ1番5か ら 今立郡池田町持越1字 境谷10番6まで	7.4 ~ 40.0	987.3
		旧	今立郡池田町松ヶ谷3 3字カシガキ1番5か ら 今立郡池田町持越1字 境谷10番6まで	7.4 ~ 40.0	987.3
		旧	今立郡池田町松ヶ谷3 4字大林1番2から 今立郡池田町持越1字 境谷10番1まで	6.2 ~ 31.3	1,382.3

福井県告示第498号

一般県道音海中津海線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和6年12月10日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	音海中津海線	大飯郡高浜町中津海1 1字堀24番1から 大飯郡高浜町中津海1 1字堀2番15まで	令和6年 12月10日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
セントラルモニタおよびベッドサイドモニタ 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944

- (2) 入札説明書等の交付期間
令和6年12月10日（火）から令和6年12月26日（木）まで（福井県の休日）を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間

令和6年12月10日(火)から令和6年12月26日(木)まで(休日を除く。)
)の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、ファックス番号)を記載し「

入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ(提出先)に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和7年1月21日(火)8時30分から17時まで

令和7年1月22日(水)8時30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

令和7年1月23日(木)9時00分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Central monitor and bedside monitors 1set

(2) Date, Time of Bidding:

9:00 AM 23rd January 2025

(3) Deadline for delivery:

31th March 2025

(4) The place for delivery and contact point for the notice:

Property management division,

Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui city,

Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2944

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内

に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べるることができる。

令和6年12月10日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

フレスポ越前

福井県越前市稲寄町26字作ケ花1番 外34筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表の氏名

(変更前)

・アルビス株式会社

代表取締役 池田 和男

富山県射水市大門町流通センター

水戸田3丁目4番地

・ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

・青山商事株式会社

代表取締役 青山 理

広島県福山市王子町1丁目3番5号

・株式会社モバイルパーク

代表取締役 北野 恭士

福井県福井市福1丁目1710番地

(変更後)

・アルビス株式会社

代表取締役 池田 和男

富山県射水市大門町流通センター

水戸田3丁目4番地

・ゲンキー株式会社

代表取締役社長 藤永 賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

・青山商事株式会社

代表取締役社長 青山 理
広島県福山市王子町1丁目3番5号
・株式会社ティーガイヤ
代表取締役 石田 将人
東京都渋谷区恵比寿4-1-18
恵比寿ネオナート14~18F

- 4 変更の年月日
令和6年7月1日
- 5 変更する理由
小売店業者変更のため。
- 6 届出の縦覧場所
- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13-7
越前市産業観光部産業政策課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月10日
福井県知事 杉本 達治

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
あわら市東善寺9字江ノ表53番2、54番、55番、56番、57番、58番および84番ならびに16字石丸40番2、54番、56番の一部および57番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
あわら市春宮二丁目4番22号
すててこ株式会社
代表取締役 笹原 博之

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月10日
福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称
Officeソフトライセンス提供業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
福井県福井市大手3丁目17-1
- 3 落札者を決定した日
令和6年11月20日
- 4 落札者の名称および所在地
株式会社江守情報
福井県福井市順化1丁目24-38
- 5 落札金額
144,439,865円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和6年10月8日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第126号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年12月10日
福井県公安委員会
委員長 禿 了修

- 1 講習の期日、場所および受講定員
- (1) 期日
- ア 講習
令和7年1月16日（木）および令和7年1月17日（金）
- イ 修了考査

令和7年1月31日(金)

(2) 場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部

(3) 受講定員

15名(受講定員を超えた申込みがあった場合は先着順とする。)

2 受講手続に関する事項

(1) 受講の申込み期間

ア 受付期間

令和6年12月10日(火)から令和6年12月20日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みは、令和6年12月20日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通

イ 申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを申込書の写真欄に貼り付けること。)1枚

ウ 講習手数料20,000円(手数料分の福井県証紙を申込書の証紙貼付欄に貼り付けること。または、福井県手数料納付システムを利用し納付すること。)

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

(3) 申込書の提出先および提出方法

ア 提出先

福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

申込書は、受講者またはその代理人がアの提出先に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留で送付すること。

3 その他講習の実施に関する必要な事項

(1) 講習の資格要件

講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 講習に関する問合せ等

福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通部交通指導課

電話 0776-22-2880

内線 5151、5152

